

平成25年度  
技能検定職種の統廃合等に関する検討会  
報告書

平成25年10月

## 技能検定職種の統廃合等に関する検討会委員名簿

- |         |  |
|---------|--|
| 梅津 二郎   | 職業能力開発総合大学校 名誉教授                         |
| 大野 高裕   | 早稲田大学理工学術院 教授                            |
| ◎ 北浦 正行 | 公益財団法人日本生産性本部 参事                         |
| 柴田 裕子   | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社<br>革新創造センター 部長    |
| 松井 泰則   | 立教大学経営学部 経営学部長                           |
| 松本 宏行   | ものづくり大学製造学科 准教授                          |
| 八木澤 徹   | 株式会社日刊工業新聞社 論説委員                         |
| 和田 正毅   | 職業能力開発総合大学校<br>能力開発院基盤ものづくり系（機械加工ユニット）教授 |

五十音順・敬称略

◎：座長

## (目次)

1	はじめに	1
2	技能検定職種統廃合等における第1次判断(定量的基準)	1
3	統廃合等検討対象職種の概要	2
	(1) 木型製作	2
	(2) 機械木工	3
4	技能検定職種統廃合等における第2次判断(社会的便益)	3
5	検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について	4
6	平成24年度以前の検討会において24年度の実施結果により判断するとしていた職種	5
	(1) 枠組壁建築	5
	(2) ウェルポイント施工	6
	(3) 印章彫刻	6

### <参考資料>

(参考資料) 技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書の概要

## 1 はじめに

技能検定職種の統廃合等に関しては、「規制改革推進のための第2次答申」（平成19年12月25日）を受けて平成21年1月に取りまとめられた「技能検定の職種等の見直しに関する専門調査員会報告書」（以下「20年度報告書」という。）において、①検討体制、②作業計画、③統廃合等の判断基準（検討対象職種の選定、社会的便益の評価）、④検討過程の客観性・透明性の確保に係る考え方が示されたところである。

厚生労働省においては、これらの方針に基づき、技能検定制度等に精通した有識者を構成員とする「技能検定職種の統廃合等に関する検討会」を設置し、平成21年度には社会的便益の評価（第2次判断）の具体的な方策について議論するとともに、以降、作業計画に基づき、毎年度、直近6年間の平均受検申請者数が一定の選定基準に該当する職種について、関係業界団体に対するヒアリング調査、一般国民に対する意見募集による意見を集約及び社会的便益の評価を行い、これらの職種の統廃合等に係る方向性について提言を得た。

平成25年度においては、平成19年度～平成24年度の受検申請者数が平均100人以下の職種について、検討を行った。

## 2 技能検定職種統廃合等に際しての第1次判断（定量的基準）

技能検定職種の統廃合等に際しては、過去6年間の受検申請者数の平均値を職種別に算出し、当該値が100人以下であるか否かを第1次判断基準としている。この基準により職種を検討した結果、表1のとおり、平成19年度～平成24年度の職種別受検申請者数6年平均値が100人以下の職種は128職種中10職種であった。このうち、本検討会において既に統廃合等の検討を行っている3職種（エーエルシーパネル施工職種、ウエルポイント施工職種、印章彫刻職種）を除く7職種が、今回の検討対象の候補職種となる。

表1：6年平均値が100人以下の職種

職種	受検申請者数						6年平均 受検申請者数	備考
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度		
溶射	9	72	82	121	84	114	80	
エーエルシーパネル施工	96	86	86	85	83	-	73	検討済
縫製機械整備	76	85	83	92	-	78	69	
金属溶解	99	46	70	55	43	94	68	
ウエルポイント施工	-	64	-	102	-	109	46	検討済
印章彫刻	31	37	30	-	-	117	36	検討済
陶磁器製造	8	77	16	95	-	16	35	
木型製作	27	43	42	46	-	-	26	
木工機械整備	1	41	-	42	-	-	14	
機械木工	-	35	1	26	-	-	10	

なお、20年度報告書においては、「第1次判断の基準を満たさない職種のうち、例えば今後2年又は3年に1回技能検定を実施するものについては、それぞれ50人以上又は30人以上の場合は、各実施年における受検者数が約100人に達することから検討対象から外すことが適当である」とされている。この基準に従うと、検討対象の候補職種のう

ち4職種（溶射職種、縫製機械整備職種、金属溶解職種、陶磁器製造職種）は対象から外れることとなる。

この結果、平成25年度の統廃合等の検討対象となる職種は3職種（木型製作職種、木工機械整備職種、機械木工職種）となるが、木工機械整備職種と機械木工職種は職種統合され機械木工職種となっていることから、検討対象職種は2職種（木型製作職種、機械木工職種）となる。

表2：検討対象候補職種

職種	6年平均 受検申請者数	作業名	試験実施頻度	備考
溶射	80	防食溶射作業	隔年 (H18-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔 【検討対象外】
		肉盛溶射作業	隔年 (H5-)	
縫製機械整備	69	縫製機械整備作業	隔年 (H23-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔 【検討対象外】
金属溶解	68	鋳鉄キュボラ溶解作業	3年毎 (S61-)	6年平均値が50人以上 かつ 全作業が隔年以上の間隔 【検討対象外】
		鋳鉄誘導炉溶解作業	3年毎 (H1-)	
		鋳鋼アーク炉溶解作業	3年毎 (S60-)	
		鋳鋼誘導炉溶解作業	3年毎 (S61-)	
		軽合金反射炉溶解作業	3年毎 (H19-)	
陶磁器製造	35	手ろくろ成形作業	3年毎 (H21-)	6年平均値が30人以上 かつ 全作業が3年毎以上の間隔 【検討対象外】
		絵付け作業	3年毎 (H22-)	
		原型製作作業	休止 (H13-)	
木型製作	26	模型製作作業	3年毎 (H22-)	
木工機械整備	14	木工機械調整作業 木工機械整備作業	平成25年度から統合し、「機械木工」職種として、 試験実施予定	
機械木工	10	数値制御ルータ作業		

### 3 統廃合等検討対象職種の概要

#### (1) 木型製作

- ・ 模型製作作業  
鋳物用の木型を製作する作業

昭和37年度に木型工職種が新設され、昭和44年度より現在の職種名となった。

昭和49年度以降は受検申請者数が減少傾向にあり、平成9年度以降は100人を下回る状況が続いている。

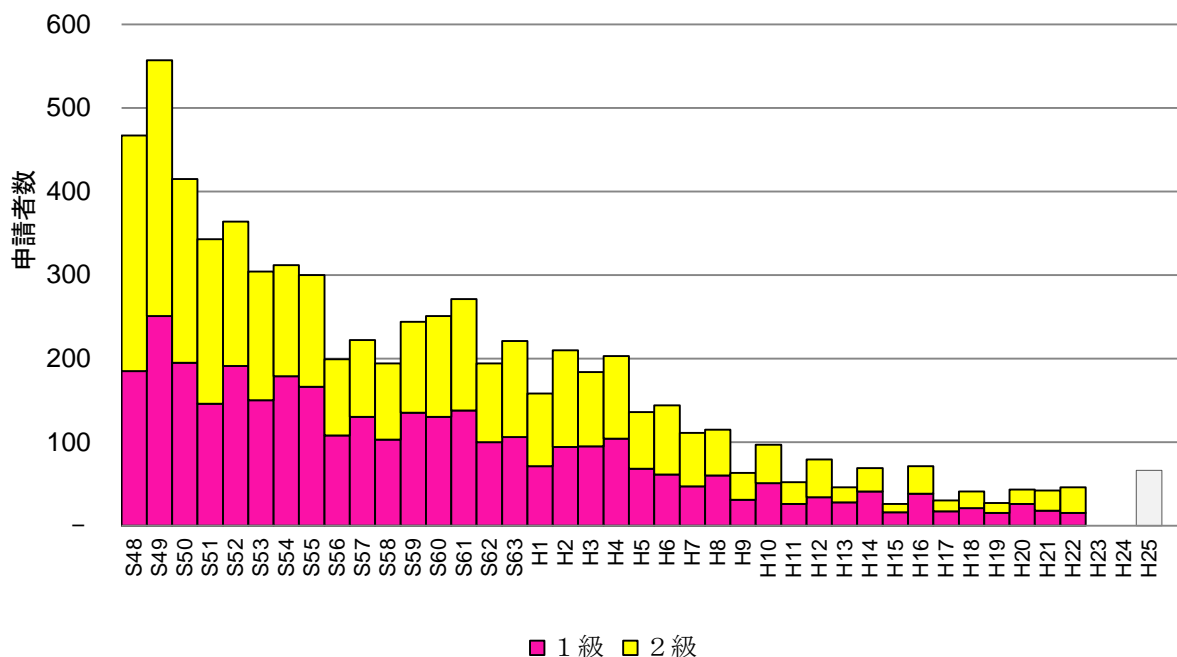
当該職種は平成22年度までは毎年技能検定を実施していたところ、それ以降は3年毎の実施と変更しており、23年度及び24年度は休止し、次回実施は平成25年度（前期）となっている。

毎年実施であった平成22年度までの直近3回の受検申請者数は、20年度が43人、21年度が42人、22年度が46人であった。一方、3年毎の実施となって最初となる25年度の受検申請者数は、66人（速報）であった。

平成24年度までの累計受検申請者数は13,803人（1級6,659人、2級7,144人）、

累計合格者数は8,113人（1級3,915人、2級4,198人）である。

図1 木型製作職種 受検申請者数の推移



(2) 機械木工

当該職種は、平成24年度に木工機械整備職種と機械木工職種が統合されたものであるが、木工機械整備職種にあつては平成21年度（当時の6年平均受検申請者数28人）に、また機械木工職種にあつては平成22年度（当時の6年平均受検申請者数27人）に、各々職種統廃合等検討会で検討され、いずれも現在のままでは存続させず、①職種廃止又は②他職種との統合の上での都道府県方式により実施のいずれかについて、関係業界団体で検討を進め、行政と協議の上で決定することが適当」と結論づけられたところである。

この結論を踏まえ、関係業界団体及び厚生労働省との間において検討・調整がなされ、「機械木工職種」として統合された（平成25年2月14日政令改正）。

統合前の木工機械整備職種と機械木工職種の6年平均受検申請者数の合計は24人。統合後の最初の試験は、平成25年度（後期）に実施される予定となっている。

4 技能検定職種統廃合等に際しての第2次判断（社会的便益）

機械木工職種については、上述のとおり、これまでの当検討会での結論を踏まえ木工機械整備職種と機械木工職種を統合したものであるが、その過程において各々の職種の社会的便益を評価しており、その後間もないことから、今回は評価対象とはせず、ここでは木型製作職種のみを評価対象とする。

(1) 各カテゴリの標準点数との比較

平成21年度検討会（平成22年10月報告書）において調査した社会的便益の点

数をもとに、検討対象職種の数と当該職種のカテゴリの平均評点を比較した結果は表3のとおりであり、検討対象職種の点数が、基準となるカテゴリの平均評点の8割を上回った。

表3：職種カテゴリごとの平均評点、8割値及び統廃合等検討対象職種の評点

カテゴリ			合計	8割値	統廃合等検討対象職種	評点	8割比
製造型	生産支援型	生産基盤提供型	46.5	37.2	木型製作職種	54.0	○

(2) 技能検定の社会的便益に係る関係業界団体からのヒアリング

技能検定の社会的便益に関して、①技能検定の活用の現状、②当該職種が技能検定の対象職種でなくなった場合に想定される具体的な弊害、③受検者数が増加しない要因及び今後の増加見込み、④受検者数を増やすための具体的な方策等に重点を置いて、関係業界団体（2団体）に対するヒアリングを実施した。

結果、関係業界団体の意向は表4のとおりであるが、当該職種に係る技能の重要性や技能検定の必要性について主張するものの、一方でこれら主張に比して技能検定の活性化或いは検定受検者数の増加に向けた業界としての自発的・積極的かつ具体的な取組を行ってきた事績は認められず、今後の具体的計画も示されなかった。

表4：職種統廃合等に係る関係業界団体の意向

職種	団体の意向
木型製作 [6年平均受検申請者数26人]	都道府県方式での継続を希望
	技能検定職種の存続を希望

(3) 技能検定の社会的便益に係る一般国民への意見募集

技能検定の必要性の判断に際しては、それを活用する側である企業や業界のほかに、受検者の立場からの意見も考慮する必要がある。

このため、関係業界団体からのヒアリング結果をベースとして、平成25年8月14日～8月27日までの間、一般国民に対し、技能検定職種の統廃合等に係る意見募集を実施した。その結果、意見は寄せられなかった。

5 検討対象職種の都道府県方式による存続の可否について

以上を踏まえ、統廃合等検討対象2職種に係る都道府県方式による存続の可否について検討した。

(1) 木型製作職種は、平成19年度から24年度までの6年間平均受検申請者数が26人であるが、22年度から3年毎実施としており、平成23年度及び24年度は休止となっている。そのため、25年度の実施結果を含めて判断する必要があるが、25年度は66人と100人を下回っており、技能検定の実施頻度を3年毎に変更し休止期間中に受検できなかった者の分を実績に結びつける効果が認められない。

また、関係業界団体が技能の重要性や技能検定の必要性を主張するものの、受検者増加の見通しは示されず、これら主張を踏まえた関係業界団体による受検者の増加に結びつく具体的取組も認められない。

さらに、木材の加工という観点に着目し共通性を有する他の技能検定職種を活用することや、あるいは当該技能の活用分野に着目しモデル製作等の新たな展開を図ることなどといった展望も関係業界団体からは示されなかった。

そのような状況では、受検者の増加は見込めず、6年平均受検申請者数も考慮すると、国家検定としてなお従前どおり存続させるものとするに足りる社会的便益があるとは認められない。

よって、現在の都道府県方式による実施のままでは存続させず、①職種廃止とすべきである。但し、関係業界団体が技能検定の必要性を主張していることから現在の方式による実施ではなく、②指定試験機関方式による実施の可能性について関係業界団体に検討を進め行政と協議の上で決定すべき、との結論に達した。

また、職種廃止する場合には、受検申請者数の見込みを十分に考慮した上で、可能な範囲で最終試験の実施に配慮すべきである。

なお、関係業界団体が主張する当該技能の伝承等に関しては、関係業界団体において国家検定以外の評価手段についても広く検討すべきである。

(2) 機械木工職種は職種統合したものの、6年平均受検申請者数が30人未満と少ないことから、本来、職種廃止等の検討対象とすべきものであるが、統合後の受検申請者数を含めた評価可能な状況に至っていないことから、次回試験を実施する平成25年度の受検申請者数を踏まえた上で、関係業界団体による技能検定の活性化、受検申請者の増加に向けた取組及びその効果等社会的便益を改めて評価し、判断することが適当である。

## 6 平成24年度以前の検討会において24年度の実施結果により判断するとしていた職種

これまでの統廃合等検討会において、次回実施する試験の結果も含めて判断することとされていた職種については以下の状況であり、既に議論されているとおり都道府県方式による実施として差し支えないことを確認した。

### (1) 枠組壁建築

平成22年度検討会報告書において「枠組壁建築職種は平成22年度の受検申請者数が96人と増加しており、また、関係業界団体が積極的な受検勧奨に取り組む姿勢を見せていることから、今後の受検申請者数の増加が期待される。このため、平成23年度の受検申請者数を含む平成18年度～平成23年度の平均受検申請者数が100人を超えない場合には隔年実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。」とされ、また、24年度検討会において「平成22年度、平成23年度の受検者が連続して増加していることと、ヒアリングの結果、業界団体の努力が窺えるということ。また、そのことによって今後の期待がひと



つ見られる。それと、東日本大震災後の特殊事情ということもあり、総合勘案すると、次回、平成24年度の結果を見て判断することが適当」とされている。

平成24年度の受検申請者数は124人であり、

i. 前年度に続き100人以上となったこと（平成23年度は205人）

ii. 6年平均の受検申請者数は、100人以上であること（106人）

である。

なお、当該職種は毎年実施となっているが、25年度は実施しないこととされている。これは、現行の試験実施時期（後期）が業界の繁忙期（工事のピーク）と重なるため受検機会、受検者増に影響しているとの理由で、関係業界団体から試験実施時期（前期）の変更の要望がなされたことによるものである。

## (2) ウェルポイント施工

平成22年度検討会報告書において「ウェルポイント職種は受検申請者数が顕著な増加傾向にあり、直近の平成22年度は102人と100人を超えた。また、関係業界団体も受検申請者の増加に向けて取り組む姿勢を見せている。このため、直近2年間の受検申請者数がいずれも100人超である場合には職種統廃合の検討対象から外すという基本ルールを援用し、次回試験を実施する平成24年度の受検申請者数が100人を超えた場合には引き続き隔年での試験実施を認め、超えない場合には基本ルールに沿って3年ごと実施に移行することを条件に、都道府県方式による存続を認めることが適当である。」とされている。

平成24年度の受検申請者数は109人であり、前年度に続き100人以上となった。

## (3) 印章彫刻

平成24年度検討会において、「平成22年度から3年毎実施で、平成22年度及び23年度は休止されており、平成24年度の実施結果を含めて判断する」とされている。

技能検定の実施頻度を3年毎に変更し最初の試験となる平成24年度の受検申請者数は117人と100人を超過していることから、休止期間中受検できなかった者の分を実績に結びつけていることが認められる。

また、事務局職員が関係業界団体訪問によるヒアリングを行ったところ、関係業界団体は試験科目や試験課題の見直しなど受検申請者の増加に向けて具体的に取り組む姿勢を見せている。

なお、本検討会において「都道府県方式による実施」との結論に達した職種であっても、今後、受検申請者数の減少により、再び第1次判断（定量的基準）に該当することとなれば、改めて統廃合等について検討する必要がある。